

[B] 北条氏の台頭

執 権	政 治 ・ 争 乱	図解NOTE [将軍家系図]
① 頼朝	1199年 源頼朝 (右大将家 or 鎌倉殿 or 二品) 死去「二品=頼朝 or 政子」	北条時政
② 頼家	★有力御家人13人の合議制 (北条政子の実家である北条氏を中心に頼家の専制を抑える) 1200年 梶原景時の乱 (謀反を企て上洛をはかるが敗死) } 頼家派のため 1203年 比企能員 の乱 (頼家と結び北条氏打倒を計画するが失敗) } 排斥される →源頼家を修禪寺 (伊豆) に幽閉 (一幡は殺害される) のち、北条時政に殺害される	比企能員 頼朝 政子 義時 女 頼家 実朝 泰時 一幡 公暁
③ 北条時政 (政所別当) ↓ 北条義時 (政所別当) (侍所別当)	1205年 畠山重忠 の乱 (対立を深めた北条氏の挑発にあい討たれる) ★のち北条時政は源実朝を廃して、娘婿の平賀朝雅の將軍擁立を計画 (牧氏の変) but 政子・義時の反対で失敗し、時政は伊豆に引退 1213年 和田義盛 (侍所別当) が北条義時に滅ぼされる (和田合戦) ★北条義時が政所・侍所別当を兼任 (以後、この両方を兼任した役職を執権という) 1219年 公暁 が源実朝 (右大臣) を鶴岡八幡宮で殺害 ★『金槐和歌集』 (源実朝の和歌集) ★幕府は皇族將軍 (官將軍) の擁立を計画するが朝廷は拒否 + 陳和卿の協力で入宋を計画	
④ 藤原(九条)頼経・頼朝 (摂家将軍・藤原将軍) 代理として北条政子 (尼将軍)	1221年 北条義時 追討の院宣 (後鳥羽上皇が鎌倉幕府打倒のために西面の武士を設置して挙兵) ★天台座主の慈円 (九条兼実の弟) は乱直前に『愚管抄』を後鳥羽上皇に提出し倒幕挙兵を諫める 1221年 承久の乱 (北条義時は北条泰時 (義時の子)・北条時房 (義時の弟) を派遣し応戦) ★北条政子 (二品) による「右大将 (源頼朝) の御恩に報いよ」との演説で御家人結束 in 『吾妻鏡』 (鎌倉幕府編纂の歴史書) [承久の乱の結果 (鎌倉幕府の勝利→公武二元支配における幕府の朝廷に対する優位性が確立)] ① 上皇の処分・皇位継承 朝廷(公) < 幕府(武) 後鳥羽上皇 (隠岐に配流)・土御門上皇 (土佐に配流)・順徳上皇 (佐渡に配流) ★順徳天皇『禁秘抄』 (有職故実書) 仲恭天皇廃位→後堀河天皇即位 朝廷の儀式や年中行事を研究する学問 ② 上皇側の所領3000カ所没収→これらの新しい土地を把握するため、土地台帳を作成 ↓ → 大田文 (田数帳) (幕府が守護に命じて一国ごとの荘園・公領の土地面積・領有関係を記録させた土地台帳) 作成 ③ 新補地頭 (承久の乱後、新たに補任された地頭) を任命 (1221) 承久の乱以前からの地頭は本補地頭 という → 新補率法 (1223) (新補地頭の給与規定→段(反)別5升の加徴米の徴収権・田畑11町につき1町の免田・山川からの収益の半分) ④ 六波羅探題 (従来の京都守護にかかわる→朝廷の監視・京都の警備・尾張 (のち三河) 以西の御家人の統轄) 初代に北条泰時 (北方)・北条時房 (南方) を任命	
武士の生活	荘園領主 (本所) 年貢・公事 地頭 (荘官) — 御家人 館 (堀ノ内) (武士の居館) 土塁 (堀) 矢倉 母屋 佃・門田 (下人・所従が耕作) 地頭の直接経営地 門 名主 (名主の余った土地を貸す) 作人 下人・所従 (佃などを耕作) 騎射三物 笠懸 (馬に乗って射る) in 『男衾三郎絵巻』 流鏑馬 (馬に乗って複数の的を射る) 犬追物 (馬で犬を追い、馬上から射る) cf. 巻狩 (原野で鹿・猪を仕止める大規模な狩猟)	[惣領制 (中世武士団における一族の血縁的な結合)] 嫡子 庶子 惣領 鎌倉初期 = 分割相続 (嫡子・庶子にも分割して相続させる) ↓ 女子の相続権あり・京都大番役・鎌倉番役の負担 鎌倉中期 = 一期分 (本人一代限り認めるが、死後は返す) ↓ 女子の相続に多く適用された 鎌倉後期 = 単独相続 (嫡子が単独で相続する) 分割相続による土地の細分化で御家人が窮乏 〔武士の館〕 in 一遍上人絵伝 〔笠懸の様子〕 in 男衾三郎絵巻